

I 非常災害時の森町商工会の役割

地域総合経済団体として、社会一般の福祉の増進に資する達成のため、地域商工業者の被災状況を把握するとともに、行政機関との連携し、復興に向けた商工業者支援をする拠点機関である。

併せて、地区内において社会一般の福祉の増進に資する目的の団体として、森町と連携を図り、地域貢献をする。

ここに、非常災害時の応援態勢が円滑に行われるよう、地域総合経済団体としてのマニュアルの調整とともに、災害時に必要な物資の調達に関する協定書を策定など、森町との連携を密にした災害対応を構築する。

II 時系列での職員行動項目

時	職員行動項目
①発災直後	<ul style="list-style-type: none">・非常災害時の支援本部の設置・物的、人的被害の状況調査・来館者等の安全確保(負傷者の救護、安全な場所への誘導)・被害情報の収集、来館者への情報提供・職員への緊急連絡、安否確認・当面の施設運営方針の決定・森町との連携
②発災から概ね3日間	<ul style="list-style-type: none">・非常災害時支援本部の組織、支援場所等の整備・被害、復旧情報等の収集及び情報発信・県連への被害状況報告及び中東遠地区商工会等との情報交換・森町との連携
③発災から概ね4～7日間	<ul style="list-style-type: none">・被害、復旧情報等の収集及び整理・県連、中東遠地区商工会等との情報交換及び調整・被害状況に鑑み、経営指導員等の派遣要請を県連等との連携・森町との連携・通常運営に関わる対応
④発災から概ね1週間	<ul style="list-style-type: none">・経営指導員等は普及事業を中心とした支援の展開・事業者ニーズの変化等の情報収集と最新情報の提供・森町との連携・通常運営に関わる対応
⑤発災から概ね1か月	<ul style="list-style-type: none">・通常の運営体制に向けた検討・支援活動の記録整理

Ⅲ 発災直後の職員の対応

1 (パターン1) 勤務時間内発災の場合

- ① 非常災害時の支援本部の設置
- ② 森町商工会館、同倉庫の建物の被害調査
- ③ 来館者等の安全確保
- ④ 職員等の安否の把握及び報告
- ⑤ 被害情報の収集、来館者への情報提供
- ⑥ 当面の施設運営方針の決定及び森町役場等関係機関との連絡調整

2 (パターン2) 時間外・休日時発災の場合

時間外又は休日に大規模な災害が発生した場合、職員は自身の安全の確保を行い、態勢が整った職員は出勤する。なお、災害支援本部長(商工会会長)が出勤するまでの間は、初期出勤者の内、最上位(事務局長、経営指導員、事務補助員、記帳専任職員、記帳指導職員の順)の職にある者が指揮を代行する。

時間外・休日に発災し、しかも交通機関やライフラインが途絶えてしまうような状況では、極めて限られた職員で種々の業務をこなさなければならないので、対処できる態勢を整えておく必要がある。

- ① 森町商工会館への立ち入り
ただし、大きなひび割れが多数生じ、コンクリートの剥落も激しく鉄筋がかなり露出している場合は立ち入らない。
- ② 連絡可能な方法で、職員連絡網で状況報告を行う。(自身の携帯に登録しておく)
- ③ 森町商工会館等建物の安全確認及び被害調査
- ④ 非常災害時の支援本部の設置
- ⑤ 被害情報の収集・整理
- ⑥ 当面の施設運営方針の決定及び森町役場等関係機関との連絡調整

※ 商工会館の被害調査・・・別紙1参照

IV 管内小規模事業者に係る物的、人的被害の状況調査

(1) 小規模事業者の被害調査等

① 被害調査等シートの活用

発災後の時間経過とともに、以下の通り必要とされる調査等を円滑に実施する。
調査は、被害調査シート（別紙2）及び集計シート（別紙3）を活用する。

■ 時間経過とともに必要となる被害調査等

段階	時間経過	被害調査の内容	確認の方法
1	発災直後 ～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者)	役職員を対象にEメール、 携帯電話
		大まかな被害の確認調査 (職員参集可否・居住地周辺被害状況)	役職員や被災区域の事業者 を中心として携帯電話等による 聞き取りを行う
2	安全確認後 ～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害)	管内小規模事業者を対象に 巡回訪問による聞き取りを 行う
		間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	
3	発災3日後 ～14日程度	経営課題の把握調査 (事業再開、資金繰り、保険請求手続き等)	管内小規模事業者を対象に 巡回訪問・窓口相談による 聞き取りを行う
		間接被害の確認調査 (売上減、経費増、風評被害等)	

② 被害額の算定の対象

森町商工会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

○非住家被害

事業用の建物として、具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとする。森町（災害対策本部）への被害報告については、集計シート（別紙3）にて報告する。

○商工被害

建物以外の事業に関する被害として、具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機

械及び装置)の被害とする。

(2) 被害額の算定基準

被害額の算定は、被害調査シート(別紙2)に基づき、事業の復旧に必要な費用(直接被害)を見積もることとし、具体的には次のとおりとする。

分類	被害区分	被害程度を目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したもの。延べ床面積の70%以上の損壊等。	事業の復旧に必要な撤去費(解体・運搬・処分費)と再調達価格を求める。 事業の復旧に必要な修繕費を求める。 事業の復旧に直接関係しない経費は除く。
	半壊	基本的機能の一部を喪失したもの。補修が可能なもの。	
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損。窓ガラス破損程度は除く。	
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に使用不可の浸水。	
	床下浸水	床上に至らない程度に浸水したもの。	
商工被害	商品 製品仕掛品 原材料	喪失したもの、廃棄せざるを得ないもの。	仕入原価・製造原価を求める。
	構築物 車両・運搬具 器具備品 機械・装置	修繕又は再調達せざるを得ないもの。	事業の復旧に必要な撤去費(解体・運搬・処分費)と再調達価格または修繕費を求める。

※ 被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定されるため、把握可能な範囲において概算価格等にて把握しても差し支えないものとする。

その場合の記入方法として、業者の見積りの場合:(見)、取得価格の場合:(取)、概算の場合:(概)と表記して区分することとする。

なお、構築物は建物と一体となった建物附属設備(電気、給排水、衛生、空調等の各設備)は非住家被害とし、塀門扉、橋梁、舗装設備(建物と分離された看板塔等を含む)

は商工被害とするが、いずれも事業の復旧に必要な資産のみを対象とする。

V 森町商工会災害支援本部の組織等

○災害支援本部の組織及び分担業務

・組織

本部長	(商工会会長)
副部長	(商工会副会長 2 名)
	(事務局長)
会員班長	(補助員)—— (主は大澤氏)
支援事業班長	(経営指導員)—— (主は平田氏)

・分担業務

会員班	①担当地区別会員被害調査及び報告に関すること。 ②森町役場等関係機関との連絡調整に関すること。
支援事業班	①県連等の支援機関との連絡調整に関すること。 ②中東遠地区商工会等との連絡調整に関すること。 ③担当地区別経営改善普及事業を中心とした支援展開に関すること。

○災害支援本部の設置場所

- ・森町商工会館 2 階青年部会議室 (場合によっては、同 1 階個別相談室)
(電話 0538-85-3126、FAX0538-85-5615)
- ・会館建物倒壊の場合は、森町産業課へ協力要請・活動拠点の確保を図る。
仮の案: 森町役場 2 階 産業課会議机
(電話 0538-85-6319、FAX0538-85-5259)

○森町役場等関係機関

- ・森町産業課 (電話 0538-85-6319、FAX0538-85-5259)
- ・県連(正式名称「静岡県商工会連合会」)(電話 054-255-8080、FAX054-255-6060)
- ・中東遠地区商工会等
 - 磐田市商工会 (電話 0538-36-9600、FAX0538-35-4859)
 - 浅羽町商工会 (電話 0538-23-2440、FAX0538-23-4879)
 - 袋井商工会議所 (電話 0538-42-6151、FAX0538-42-9871)
 - 磐田商工会議所 (電話 0538-32-2261、FAX0538-32-2264)
 - 掛川商工会議所 (電話 0537-22-5151、FAX0537-22-0954)